

議案第 65 号

米原市手数料条例の一部を改正する条例について

米原市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を  
求める。

令和 3 年 9 月 2 日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）の公布により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の一部が改正され、個人番号カードの再発行に関する手数料については地方公共団体情報システム機構が定めることとなったことに伴い、これまで条例に定められていた個人番号カードの再交付手数料に関する規定を削除するため、この案を提出するものである。

## 米原市手数料条例の一部を改正する条例

米原市手数料条例（平成 17 年米原市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

別表 個人番号の項を削る。

### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

米原市手数料条例新旧対照表（改正理由）

改正後			現 行			改正理由
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)			・規定する必要がなくなった個人番号カードの再交付手数料に関する規定を削除することに伴う改正
区分	手数料の内容	手数料の額	区分	手数料の内容	手数料の額	
略			略			
住民基本台帳等	略		住民基本台帳等	略		
			個人番号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付。ただし、次に掲げる場合の再交付を除く。 (1) 個人番号カード追記欄の余白が無くなった場合 (2) 個人番号もしくは住民票コードの変更または国外転出により個人番号カードを返納した場合	1枚につき800円	
印鑑	略		印鑑	略		
略			略			